

教育実習受け入れの基本方針

- 1 教育実習を本校に願い出るものは、『教育実習申込書』を本校ホームページよりダウンロードし、7月末日までに本校校長宛てに提出しなければならない。
- 2 原則として、教育部在籍学生は許可しない。
- 3 『教育実習申込書』を提出した者について審議し、その結果を9月末日までに、学校（学部長）宛に通知する。許可されない場合もあるので、その時に備えて中学校は他の高校も考えておくこと。
- 4 教育実習を許可された者は、必ず教員採用試験を受験しなければならない。また、その結果については本校あてに報告しなければならない。
- 5 教育実習の期間は原則として、6月の高校総体前後の2週間（学部・学科によっては3週間）とする。特に大学が指定した期間があれば考慮する。

教育実習までの概略

【前年度】

4月	「教育実習申込書」提出	本人→西陵
8月	審議	西陵にて
	教育実習内諾依頼	大学→西陵
9月	教育実習内諾書（審議結果の通知）	西陵→大学

【当年度】

4月	教育実習承諾依頼	大学→西陵
	教育実習承諾書・教育実習連絡票送付	西陵→大学（本人）
5月	事前打ち合わせ（実習前日）	西陵にて
5・6月	教育実習	西陵にて
	評価票送付	西陵→大学

※教育実習内諾後、単位未修得のため実習辞退という事例が起きているので、日々の研究活動・学習を怠ることなく、単位習得に励むこと。